

地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における工事請負代金
債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、寒河江市（以下「市」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。以下同じ。）が、当該工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した転貸融資に併せて、金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に融資を行う場合に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が金融保証を行うことができる地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）を導入するに当たり、市と工事請負契約を締結している中小・中堅元請建設業者（以下「債権譲渡人」という。）が本制度を利用する場合における、寒河江市建設工事請負契約約款（令和4年市告示第24号。以下「約款」という。）第6条第1項ただし書の規定による債権譲渡の承諾の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡の承諾の対象となる工事は、市が発注する契約金額が200万円以上の工事で約款第36条に規定する前金払（以下「前金払」という。）が行われたものとする。ただし、次に掲げる工事は承諾の対象としない。

(1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事。ただし、次の工事を除く。

ア 債務負担行為による工期の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為の工事又は次年度に繰り越す工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満である工事

(2) 当該工事において、寒河江市建設工事等低入札価格調査制度取扱要領（平成23年4月1日市制定）第4条に規定する調査基準価格を下回る入札を行った業者と契約した工事

(3) 前2号に掲げるもののほか、債権譲渡を承諾することが不相当であると市長が認めた工事

2 前項第1号ウの工事に係る債権譲渡は、一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡は行わないものとする。

（債権譲渡の範囲等）

第3条 本制度を利用するために承諾する債権譲渡の範囲は、次のとおりとする。

(1) 工事が完成した場合にあつては、検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から、既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する遅延損害金等の市の請求権に基づく金額を控除した額（以下「請負代金等」という。）とする。ただし、前条第1項第1号ウの工事に係る債権の場合にあつては、既に支払った請負代金額も控除するものとする。

(2) 工事請負契約が解除された場合にあつては、出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から、既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、前条第1項第

1号ウの工事に係る債権の場合にあつては、既に支払った請負代金額も控除するものとする。

2 前項の場合において、契約変更により請負代金額に増減が生じたときの請負代金額及び債権譲渡額は、変更後のものとする。

(債権譲受人)

第4条 本制度による債権譲渡を受ける者（以下「債権譲受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行うものとする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び協同小組合連合会
- (2) その他一般財団法人建設業振興基金が、被保証者として適当と認める民間事業者

(債権譲渡の承諾の手續)

第5条 債権譲渡人及び債権譲受人の代表者は、本制度を利用しようとするときは、工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日（第2条第1項第1号ア又はイの工事にあつては、最終年度の属する日）以降に債権譲渡承諾申請書（様式第1号）（同号ウの工事に係る債権の場合にあつては、債権譲渡承諾申請書（様式第2号））3通に次に掲げる書類を添付して、市長に債権譲渡の承諾申請を行わなければならない。

- (1) 債権譲渡契約証書（案）（公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱について（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号。国土

交通省大臣官房会計課長、同地方課長、同技術調査課長、同官庁営繕部計画課長通知)により定めるものに準じたもの) 1通

(2) 履行状況報告書(様式第3号) 1通

(3) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

(4) 債権譲渡人が公共工事履行保証証券等により契約の保証を付した場合において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等が当該債権譲渡を承諾したことを証する書面 1通

2 前項の申請を行うときは、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 債権譲渡の目的が債権譲受人から融資を受けるためのもので、かつ、債権譲受人が前条に規定する要件に該当していること。

(2) 当該債権は、第三者による差押等を受けていないこと、及び質権等の権利が設定されていないこと。

(3) 当該債権は、既に譲渡されていないこと。

3 市長は、第1項に規定する債権譲渡承諾申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を確認し、債権譲渡を承諾するときは、債権譲渡承諾書(様式第4号(第2条第1項第1号ウの工事の場合にあっては、債権譲渡承諾書(様式第5号))を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通交付し、承諾するものとする。

4 前項の場合において、債権譲渡を承諾しないときは、その理由を記載した債権譲渡不承諾通知書(様式第6号)を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通交付するものとする。

(債権譲渡承諾後の中間前金払等の取扱い)

第6条 債権譲渡承諾後は、当該工事については、前金払、中間前金払及び部分払(第2条第1項第1号ウの工事に係る各会計年度末における部分払を除く。)の請求はできないものとする。

(支払計画等の提出)

第7条 債権譲渡人は、債権譲受人又は保証事業会社の保証による融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び当該工事に関する融資に係る借入金の下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出するものとする。

(債権譲受人の出来高確認)

第8条 融資に伴う譲渡債権の担保価値の査定のための出来高確認は、債権譲受人が行うものとする。

(債権譲渡の通知)

第9条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第5条第3項の規定による承諾を受けて債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署により、債権譲渡通知書(様式第7号)(第2条第1項第1号ウの工事の場合にあつては、債権譲渡通知書(様式第8号))に債権譲渡契約証書の写しを添えて、市長に提出するものとする。

2 債権譲渡人は、市との工事請負契約に変更が生じた場合には、遅滞なく債権譲受人に変更後の工事請負契約書の写しを提出するものとする。

(被担保債権)

第10条 本制度に係る債権譲渡は、債権譲受人の債権譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して当該債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであり、債権譲受人又は保証事業会社が当該債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

(請負代金等の請求)

第11条 債権譲受人は、第3条に規定する範囲内で、対象工事請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金等の額が確定した場合に限り、その額の支払を請求することができる。この場合において、債権譲渡人は、債権

譲渡後に請負代金等を請求することはできない。

- 2 債権譲受人は、前項の規定による請求を行う場合は、請求書に発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書を添付して、市長に対し請求するものとする。この場合において、第5条第1項に規定する債権譲渡の承諾申請を行った日から3か月を経過していないときは、印鑑証明書の提出を省略することができる。

(債権譲渡整理簿)

第12条 市長は、第5条第3項の規定により債権譲渡を承諾した場合には、債権譲渡整理簿(様式第9号)により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要領の規定に基づき既になされた債権譲渡の承諾申請に係る債権譲渡の承諾に関しては、同日以降も、なおその効力を有する。

債権譲渡承諾申請書
（地域建設業経営強化融資制度用）

年 月 日

（宛先）寒河江市長 様

譲渡人 (請負者)	住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名	印
譲受人	住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名	印

請負者（以下「甲」という。）が、貴市と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書に基づく下記の工事請負代金債権を、譲受人（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、寒河江市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第6条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申しあげます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における工事請負代金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領（令和8年4月1日施行）」に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、約款第46条に規定する契約不適合責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降、約款第36条第4項に規定する中間前金払及び約款第39条第1項に規定する部分払を請求しません。

記

- 1 契約番号・工事名
 - 2 工事場所
 - 3 契約日 年 月 日
 - 4 工期 年 月 日から 年 月 日まで
 - 5 (1) 請負代金額 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
 - (2) 前払金額 金 円
 - (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
 - (4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額。ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
- 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。
 - 融資に当たり、必要な出来高調査は乙が行います。なお、乙は、本件建設工事請負契約に基づき貴市が行う出来形査定結果については、一切異議を申し立てません。
 - 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。また、精算は甲乙間で責任をもって行い貴市には一切ご迷惑をおかけしません。
 - 本件に関する連絡先及び担当者
 - (1) 所属
 - (2) 電話番号
 - (3) 職 氏名

債権譲渡承諾申請書

（地域建設業経営強化融資制度用）

年 月 日

（宛先）寒河江市長 様

譲渡人	住所又は所在地	
（請負者）	氏名又は名称	
	及び代表者氏名	印
譲受人	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	及び代表者氏名	印

請負者（以下「甲」という。）が、貴市と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書に基づく下記の工事請負代金債権を、譲受人（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、寒河江市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第6条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における工事請負代金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領（令和8年4月1日施行。以下「取扱要領」という。）」に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、約款第46条に規定する契約不適合責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

乙は、約款第36条に規定する前金払は、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は請求しません。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は、約款第36条第4項に規定する中間前金払及び約款第39条第1項に規定する部分払（乙が請求する取扱要領第2条第1項第1号ウの工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求しません。

記

- 1 契約番号・工事名
- 2 工事場所
- 3 契約日 年 月 日
- 4 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 (1) 請負代金額 金 円（ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）
(2) 既払金額 円
(3) 前払金額 金 円
(4) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(5) 債権譲渡額 金 円（年 月 日現在見込額。ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）
(1) - (2) - (3) - (4)

- 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。
- 融資に当たり、必要な出来高調査は乙が行います。なお、乙は、本件建設工事請負契約に基づき貴市が行う出来形査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金（取扱要領第2条第1項第1号ウの工事に係る各会計年度末における部分払に限る。）及び請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。また、精算は甲乙間で責任をもって行い貴市には一切ご迷惑をおかけしません。
- 本件に関する連絡先及び担当者
 - (1) 所属
 - (2) 電話番号
 - (3) 職氏名

年 月 日

履 行 状 況 報 告 書 (地域建設業経営強化融資制度用)	
工 事 名	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 者	
日 付	年 月 日
実施工程 (%)	
(記 事 欄)	

- 備考 1 実施工程は、当該報告日までの出来高比率の累計を記入すること。
- 2 実施工程の算出資料として、実施工程表（出来高曲線を記入のこと）を添付すること。

債権譲渡承諾書

（地域建設業経営強化融資制度用）

年 月 日

（甲） 様
（乙） 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、寒河江市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第6条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって約款第46条の規定に基づく甲の責任が一切軽減されるものではありません。また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降、約款第36条第4項に規定する中間前金払及び約款第39条第1項に規定する部分払を請求できないものとします。

記

- 譲渡される甲の工事請負代金の額は、工事が完成した場合には、約款第33条第2項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する契約者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合には、約款第55条第1項の規定による出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の契約者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾申請書5（1）及び（4）の金額は変更後の金額とする。
- 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署により市長に債権譲渡契約証書の写しを添えた債権譲渡通知書を提出すること。
- 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、本市は関与しないこと。
- 甲の倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、本市は関与しないこと。
- 甲又は乙が、本市に提出した書面に偽造・改ざんがなされていた場合その他の不正が発見された場合には、本市の甲及び乙に対する一方的通知により承諾は取り消されるものとする。

寒河江市長

印

契約番号	
工事名	
確定日付印欄	承諾番号

債権譲渡承諾書

（地域建設業経営強化融資制度用）

年 月 日

（甲） 様

（乙） 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、寒河江市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第6条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって約款第46条の規定に基づく甲の責任が一切軽減されるものではありません。

甲及び乙は、約款第36条に規定する前金払は、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は、請求できないものとします。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降、約款第36条第4項に規定する中間前金払及び約款第39条第1項に規定する部分払（乙が請求する取扱要領第2条第1項第1号ウの工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求できないものとします。

記

- 譲渡される甲の工事請負代金の額は、工事が完成した場合においては、約款第33条第2項の規定による検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する契約者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第55条第1項の規定による出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の契約者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾申請書5（1）及び（5）の金額は変更後の金額とする。
- 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署により市長に債権譲渡契約証書の写しを添えた債権譲渡通知書を提出すること。
- 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、本市は関与しないこと。
- 甲の倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、本市は関与しないこと。
- 甲又は乙が、本市に提出した書面に偽造・改ざんがなされていた場合その他の不正が発見された場合には、本市の甲及び乙に対する一方的通知により承諾は取り消されるものとする。

寒河江市長

印

契約番号	
工事名	
確定日付印欄	承諾番号

様式第6号（第5条関係）

債権譲渡不承諾通知書

（地域建設業経営強化融資制度用）

年 月 日

（請負者・譲渡人）

様

（譲 受 人）

様

寒河江市長

年 月 日付けで依頼のあった、下記工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記の理由により承諾できませんので通知します。

記

- 1 契約番号・工事名
- 2 契約締結日
- 3 承諾しない理由

債権譲渡通知書

（地域建設業経営強化融資制度用）

年 月 日

（宛先）寒河江市長 様

譲渡人 住所又は所在地
(請負者) 氏名又は名称
及び代表者氏名 印
譲受人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名 印

年 月 日付けでご承諾いただきました譲渡人が寒河江市に対して有する
下記工事請負代金債権について、 に譲渡しましたので、譲渡人、譲受人
連署の上通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は の下記口座にお
振り込みください。

なお、譲渡人は、譲受人に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関
する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

【譲渡債権の表示】

- 1 契約番号・工事名
- 2 工事場所
- 3 契約日 年 月 日
- 4 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 (1) 請負代金額 金 円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
(2) 前払金額 金 円
(3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込み額。ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。)
(1) - (2) - (3)

【振込口座】

金融機関名 本(支)店名

預金の種別 口座番号

(フリガナ)

口座名義人

債権譲渡通知書

（地域建設業経営強化融資制度用）

年 月 日

（宛先）寒河江市長 様

譲渡人 住所又は所在地
（請負者）氏名又は名称
及び代表者氏名 印
譲受人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名 印

年 月 日付けでご承諾いただきました譲渡人が寒河江市に対して有する
下記工事請負代金債権について、 に譲渡しましたので、譲渡人、譲受人
連署の上通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は の下記口座にお
振り込みください。

なお、譲渡人は、譲受人に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関
する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 契約番号・工事名
- 2 工事場所
- 3 契約日 年 月 日
- 4 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 (1) 請負代金額 金 円（ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）
(2) 既払金額 金 円
(3) 前払金額 金 円
(4) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(5) 債権譲渡額 金 円（年 月 日現在見込み額。ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）
(1) - (2) - (3) - (4)

振込口座
金融機関名 本（支）店名

預金の種別 口座番号

（フリガナ）

口座名義人

